

乳幼児医療費助成制度の年齢引上げを求める意見書

1961年に岩手県和賀郡沢内村から始まった「乳幼児医療費助成制度」は、お金のあるなしで受ける医療の格差をなくし、乳幼児の死亡率を低くしてきた。全国どこの市町村に住もうと同じ水準の医療費助成を受けられることが望ましい。2002年国の基準が、それまで3割負担だったものを3才未満は2割負担に引き下げられたことで、各自治体は独自の努力で「乳幼児医療費助成」の年齢引上げを実施している。

全国の先進水準は、すでに中学校卒業までの助成は当然になり、さらに進んでいるところは、高校卒業まで助成が行われている。

大阪府下でも例外ではなく、この数年で飛躍的に年齢引上げが実施されている。通院において中学校卒業までは、堺市はじめ9市町村、小学校卒業までが4市、小学校3年生までが7市、小学校2年生までが1市、就学前までが22市町であり、入院において中学校卒業までは、25市町村、小学校卒業までが14市町、小学校3年生までが2市、就学前までが2市となっている。

現在、大阪府の「乳幼児医療費助成」は2才までであり、府下市町村の努力で子どもの命が守られていると言っても過言ではない。

格差と貧困が大きく広がるこの大阪で、子どもの命と健康を守る事業は、率先して行われるべきである。どの市町村に住もうと、受ける医療に格差があってはならない。

よって、本市議会は大阪府に対し、下記の事項について速やかに実施することを強く求める。

記

市町村独自の努力に任せるのではなく、大阪府が「どこに住んでも、同じ水準の医療費助成が受けられる」ことを保障するためにも、社会保障制度の見直しや少子化対策の取り組み推進の中で乳幼児医療費制度の在り方検討について、国に対し要望していただくとともに、過度な市町村負担とならないよう「乳幼児医療費助成」の年齢引上げを大阪府の責任で行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月13日

貝塚市議会